

今できることがあります

「道州制」移行までの間にも、「改革」が必要です。

■道州制への第1歩

- 道府県と指定都市が同じ地域で同様の事務を行うことによる「二重行政」の問題等が生じており、道州制の導入を待たずにさらなる改革に取り組む必要があります。
- そのために、道府県から指定都市に事務を移管し、税財源を措置することを検討し、実施していくことは、将来の「道州制」の導入に向けた大きな第1歩となります。

■改革の具体化策

事務権限の移譲

- 指定都市は、国、道府県に対して、権限の移譲と関与の見直しを要望しています。これらの要望項目を実施するとともに、真に道府県が担うべき事務について、完全移譲する必要があります。

■指定都市が担う具体的な事務の例

- 環境目標・規制基準の設定
- 農業振興地域整備基本方針の策定・農業振興地域の指定
- 市街地再開発事業における組合の設立・個人施行の認可
- 介護老人保健施設の開設許可
- 自衛隊の災害派遣要請
- 災害救助法による応急救助
- 指定都市施行の市街地
再開発事業における計画決定・変更 等
- 都市計画に係るすべての許可・監督・決定(一元化)
- 医療計画の策定



財源の措置

- 現行の道府県制度のもとにおいても、指定都市が担う事務に必要な経費を、地方税を基本に自主財源として保障する税財政制度の創設が不可欠です。

■大都市制度調査研究プロジェクトについて

指定都市市長会では、「大都市制度調査研究プロジェクト」を設けて、道州制の導入を視野に入れ、行財政両面から大都市制度について検討し提言をまとめています。詳しくは下記のホームページをご参照ください。

指定都市市長会

[ホームページ] <http://www.siteitosi.jp/> [TEL] 03-3591-4772

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館6階